

2024年8月版

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

JRRC使用料規程改正案に関するご説明資料



公益社団法人日本複製権センター

本日のご説明内容

1. 使用料規程改正案のご説明
2. 利便性向上オプション等のご説明

ご参考

- (参考 1) JRRCの概要について
- (参考 2) JRRCの管理著作物について
- (参考 3) JRRCの管理事業について
- (参考 4) JRRCの許諾でできること
- (参考 5) 著作権侵害の事例

1. 使用料規程改正案のご説明

(1) 改正の理由

(2) 使用料の見直し

(3) 基本サービスの拡充

(4) 意見聴取と改正使用料規程の実施予定時期

1. 使用料規程改正案のご説明

(1) 改正の理由

次の①～③に掲げる状況の変化を踏まえ、使用料規程の改正を行い、**使用料について見直し**を行います。

合わせて、利用者の皆様の要望に応え、**利用実態の変化に対応したサービスの拡充及び利用許諾範囲の拡大**を行います。

○使用料の見直しについて、1. (2) にてご説明

○基本サービスの拡充について、1. (3) にてご説明

○基本サービスに加えることができるオプションサービス（電子版等のデジタル著作物の複製に関するオプション）について、
2. でご説明

1. 使用料規程改正案のご説明

(1) 改正の理由

①前回の使用料規程は2018年に改正を行い、それから5年以上が経過しました。その間、物価が上昇し、新聞等の出版物の価格についても同様に上昇しています。

また、諸経費（人件費、通信費、外注費、光熱費等）も高騰し、事務処理に係るコストも大きくなってきています。

⇒前回使用料規程検討時の2017年と2023年の比較

- 消費者物価指数(2017年=100) : 107 (出典 : 総務省統計局e-Stat)
- 新聞 : 15~20%超の値上げ (出典 : 各新聞社HP等)
- 書籍 : 約12%の値上げ (出典 : 出版指標年報2024)
- 雑誌 : 約17%の値上げ (出典 : 出版指標年報2024)

1. 使用料規程改正案のご説明

(1) 改正の理由

②国際的にみて、他国のJRRCと同様の著作権等管理事業者の定める使用料とJRRCの使用料を比べてみると、JRRCの使用料は低く抑えられており、これを国際的な標準に近づける必要があります。

⇒許諾条件等が異なるため単純な比較はできないものの、先進国の著作権等管理事業者は数十億円～数百億円/年の使用料収入があります。

一方、日本においては、JRRCを含めた3団体を合計しても2023年度で約18億円程度であり、G7の中で最低ランクとなっています。

1. 使用料規程改正案のご説明

(1) 改正の理由

③社会実態の変化や事務処理に要するコストの増加等に適切に対応した使用料体系の見直しを行う必要があります。

(例)

- ・ 研究費比率による従業員一人当たりの単価の増減を見直し、民間企業と官公庁の取扱いの差を解消
- ・ 最低使用料の値上げによる事務処理コストの平準化

1. 使用料規程改正案のご説明

(2) 使用料の見直し

第2節(譲渡を目的としない複写)

第5節(譲渡を目的としない電磁的複製)

①包括許諾契約(簡易方式)

- ・従業員一人当たりの単価(年間)を、現行の通常単価から**25円増額**します。
- ・研究費比率による従業員一人当たりの単価の増減を、現行の±20%から**±10%に変更**します(将来的には廃止予定)。

これにより、使用料は次のとおりとなります。

適用節	研究費比率	現行単価(円)	新単価(円)	適用節	研究費比率	現行単価(円)	新単価(円)
第2節	5%以上	120	135	第5節	5%以上	288 (120+168)	290
	通常	100	125		通常	240 (100+140)	265
	1%未満	80	110		1%未満	192 (80+112)	235

※ただし、第2節のご契約者様であって、研究費比率が1%未満のご契約者様における従業員一人当たりの単価は、2年間100円とします。

- ・最低使用料を、第2節、第5節ともに**12,000円**とします。
(現行 第2節:3,000円、第5節:7,200円)

1. 使用料規程改正案のご説明

(2) 使用料の見直し

【改正後の使用料の例】

使用料の見直しに伴い、例えば従業員数(利用報告人数)が1,000人のご契約者様にお支払いいただく使用料は以下のとおりとなります。 (税抜き)

	第2節(紙から紙への複写) ご契約者の方	第5節(紙からPDF等への 電磁的複製)ご契約者の方
研究費比率1%未満	(現行) 80円/人 × 1,000人 = 80,000円 (改正後) 110円/人 × 1,000人 = 110,000円	(現行) 192円/人 × 1,000人 = 192,000円 (改正後) 235円/人 × 1,000人 = 235,000円
研究費比率1~5% 官公庁等	(現行) 100円/人 × 1,000人 = 100,000円 (改正後) 125円/人 × 1,000人 = 125,000円	(現行) 240円/人 × 1,000人 = 240,000円 (改正後) 265円/人 × 1,000人 = 265,000円
研究費比率5%以上	(現行) 120円/人 × 1,000人 = 120,000円 (改正後) 135円/人 × 1,000人 = 135,000円	(現行) 288円/人 × 1,000人 = 288,000円 (改正後) 290円/人 × 1,000人 = 290,000円

1. 使用料規程改正案のご説明

(2) 使用料の見直し

第2節(譲渡を目的としない複写)

第5節(譲渡を目的としない電磁的複製)

② 包括許諾契約(実額方式)

- ・1頁・1枚当たりの単価を、第2節は**12円**(現行:4円)、第5節は**30円**(現行:10円)とします。
- ・最低使用料を、第2節、第5節ともに**12,000円**とします。
(現行 第2節:3,000円、第5節:7,200円)

(注)本方式による契約は、現在、小規模企業様に限定させていただいております。

③ 個別許諾契約

- ・1頁・1枚当たりの単価を、第2節は**12円**(現行:4円)、第5節は**30円**(現行:10円)とします。
- ・**最低使用料制**を導入し、価格は、第2節は**1,300円**、第5節は**3,900円**とします。また、これに伴い、**基本使用料(500円)**を廃止します。

1. 使用料規程改正案のご説明

(2) 使用料の見直し

第3節(譲渡を目的とした複製及び譲渡)

第4節(ファクシミリ送信)

① 包括許諾契約(実額方式)

- ・1頁・1枚当たりの単価を、第3節、第4節ともに**12円**(現行:4円)とします。
- ・最低使用料を、第3節、第4節ともに**12,000円**(現行:3,000円)とします。

② 個別許諾契約

- ・1頁・1枚当たりの単価を、第3節、第4節ともに**12円**(現行:4円)とします。
- ・**最低使用料制**を導入し、価格は、第3節、第4節ともに**1,300円**とします。
これに伴い、基本使用料(500円)を廃止します。

1. 使用料規程改正案のご説明

(3) 基本サービスの拡充

JRRCは、使用料体系の見直しと同時に、利用者に対する利便性を向上させるため、次のような取り扱いを行います。

①一回の利用における複写及び電磁的複製の**上限数を拡大**

- ・ 少部数：紙から紙への複写の部数の上限 20部 → **30部**
- ・ 小規模：紙からPDF等への電磁的複製の
共有人数の上限 30人 → **40人**

②電磁的複製物の**保存期間を延長** 1箇月 → **2箇月**

※従来より利用条件に制限のある新聞(日刊紙)及び学術論文に適用されます。
雑誌や書籍等については、保存期限に制限はありません。

1. 使用料規程改正案のご説明

(3) 基本サービスの拡充

③グループ企業間での電磁的複製物の共有を可能に

グループ契約に含まれる親会社と子会社間又は子会社間における電子メール、イントラネット等による電磁的複製物の共有が可能となります。

※ただし、共有数は①に記載の数が上限です。

④複数口契約の特例制度を創設

「少部数」や「小規模」の範囲では皆様の業務の円滑な実施に支障が出ると認められる場合、JRRCにご申請の上、各節に定める使用料を2倍お支払いいただくことで、当該部数又は規模の2倍の範囲内で複製を行うことができます。

1. 使用料規程改正案のご説明

(4) 意見聴取と改正使用料規程の実施予定時期

<意見聴取について>

使用料規程改正にあたってのご契約者の皆様からの意見聴取は、JRRCにとって、「著作権等管理事業法」に定められた義務となっております。

今般の説明会で皆様から頂戴するご意見を精査のうえ、最終的な使用料規程改正案を定め、文化庁に届出いたします。

以下のURLより、皆様の貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げます。

(締切:2024年9月20日(金))

ご意見入力フォーム: <https://forms.gle/S76VpBG691JBN2sh7>

<実施予定時期>

改正使用料規程は、文化庁への届出及び利用者の皆様への説明を経て、**2025年4月1日から**実施する予定です。

2. 利便性向上オプションサービス等のご説明

- (1) 新聞、雑誌の電子版等のデジタル著作物複製オプションの開始
- (2) 電磁的複製物の保存期間の更なる延長
- (3) 新聞のクリッピング契約代行

2. 利便性向上オプションサービス等のご説明

以下のサービスは、ご契約者の皆様が必要に応じて、追加の使用料をお支払いいただくことで許諾を得ることができるオプションサービスとしての導入を予定しております。なお、現在権利者と協議を行っております。

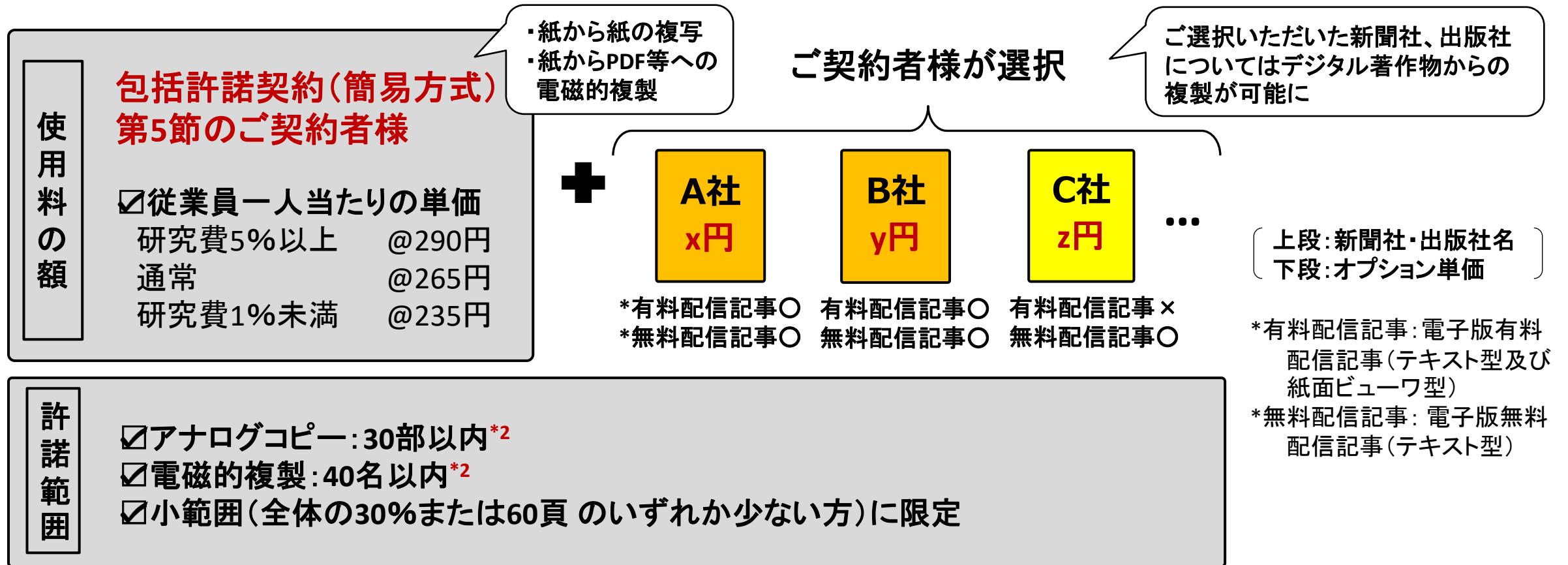
(1) 新聞、雑誌の電子版等のデジタル著作物複製オプション

現在、JRRCの利用許諾は、紙から紙への複写(第2節)又は紙からPDF等への電磁的複製(第5節)に限られていますが、**第5節の契約者の方は、オプションで新聞、雑誌のデジタル版等のデジタル著作物からの複製についての許諾を受けることができるオプションを準備中です。**

本オプションを設定する媒体名、具体的な許諾条件及び使用料は別途お知らせいたしますが、**本オプションは、来年度の契約お手続き時にお申込みいただけるよう、現在準備を行っております。**

2. 利便性向上オプションサービス等のご説明

<現在検討中の電子版等のデジタル著作物複製オプションのイメージ>



☑使用料計算例: 通常単価@265円適用のご契約者様が、オプションとしてA社、C社を選択した場合
⇒従業員一人当たり単価=@265円 + x円 + z円

(2) 電磁的複製物の**保存期間の更なる延長**

電磁的複製物の保存期間について、利用者の皆様からのご要望を踏まえ、基本サービスの拡充策である「電磁的複製物の保存期間の延長：1箇月→2箇月」に加えて、**年単位等の更なる保存期間の延長を行うことができる制度**について検討を行っています。

本サービスも、媒体名及び具体的な利用条件と使用料の設定が整い次第お知らせいたします。

(3) 新聞のクリッピング契約代行サービス

本サービスは、2024年度より新規に開始したサービスです。各新聞社が展開している「クリッピング契約」をJRRCが代行するもので、現在は岩手日報社様から委託をいただいております。

2025年度契約分より、さらに複数社から委託をいただく予定ですので、準備が整い次第、ご契約者の皆様にお知らせいたします。また、その他の新聞社についても継続して協議を行っております。

ご契約を希望される場合は、弊センターの契約システム上に新聞社ごとの専用ページを設けますので、簡便なお手続きでご希望の新聞のクリッピング契約を締結いただけます。

また、ご契約者の皆様の著作物の複製利用の状況をもとに、クリッピング契約とJRRCの契約のより適切な締結についてもご案内いたします。

ご参考

JRRCの最新の事業概要と取り組み状況につきまして以下の参考資料に基づきご説明いたします。

- (参考 1) JRRCの概要について
- (参考 2) JRRCの管理著作物について
- (参考 3) JRRCの管理事業について
- (参考 4) JRRCの許諾でできること
- (参考 5) 著作権侵害の事例

(参考1) JRRCの概要について

- ☑ 新聞、雑誌の記事、学術論文、小説、美術作品、写真、イラスト、漫画等の著作権のうち複製権等を集中管理している公益団体です。
- ☑ 著作権の適正利用(著作権思想の普及)を推進するための著作権講座やセミナーの開催、メールマガジンの配信等も毎年継続的に実施しています。

名 称 : 公益社団法人日本複製権センター (略称「JRRC」 ジェイ・アール・アール・シー)

Public Interest Incorporated Association Japan Reproduction Rights Center (JRRC)

所在地 : 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階

設 立 : 1991(H3)年9月30日

(社団法人許可 1998(H10)年10月1日)

(著作権等管理事業者登録 2001(H13)年11月14日 : 登録番号第01008号)

(指定著作権等管理事業者指定 2002(H14)年3月7日)

(公益社団法人移行認定 2012(H24)年3月21日)

会員団体 : 日本著作者団体連合

一般社団法人学術著作権協会

一般社団法人新聞著作権協議会

関係団体 : 公益社団法人日本専門新聞協会

一般社団法人日本雑誌協会

一般社団法人日本出版著作権協会

(参考2)JRRCの管理著作物について

●新聞：(一社)新聞著作権協議会(新著協*)加盟の96紙(朝日・毎日・読売・産経等、ほぼすべての地方紙を含む合計65社)、日経4紙、専門新聞も30紙以上 * CCNP <https://www.ccn.jp/>

●雑誌・書籍：約10.5万点

●著作者：約15,000人

JRRC著作物管理データベースで検索→ <https://system.jrrc.or.jp/bibliography/search/>

(参考3) JRRCの管理事業について①



【管理委託範囲・利用許諾条件】

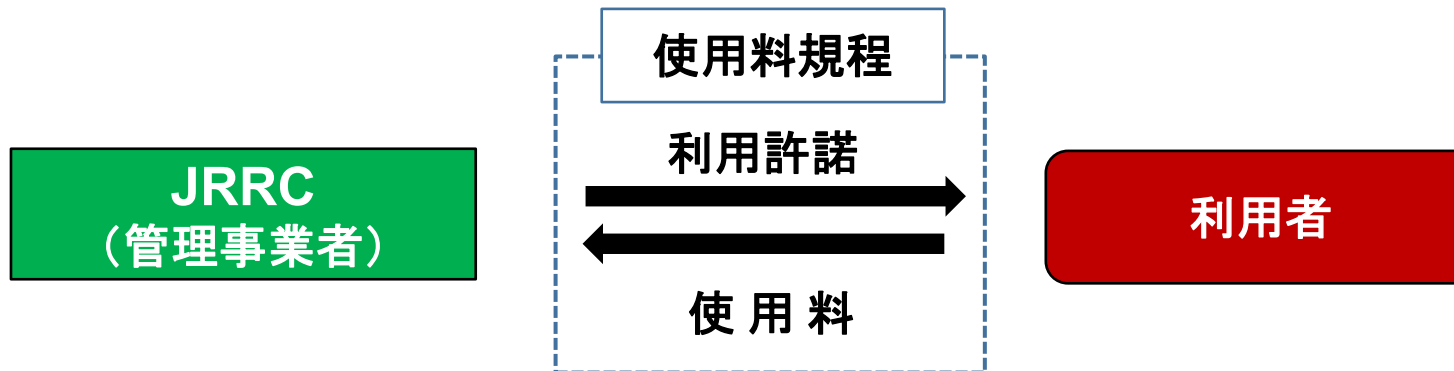
- (1)日本の著作物であること
- (2)次の目的での紙から紙への複写、電磁的複製(及びファクシミリ送信)であること
 - (②～④については選択的に委託することも可能)
 - ①譲渡を目的としない複写(使用料規程:第2節記載)
 - ②譲渡を目的とした複写及びその複製物の譲渡(使用料規程:第3節記載)
 - ③ファクシミリ送信(使用料規程:第4節記載)
 - ④譲渡を目的としない電磁的複製(使用料規程:第5節記載)
- (3)対象範囲が少範囲・少数・小規模であること

「譲渡を目的としない」とは、組織内部での利用(内部利用)を意味します。

利用目的が異なれば、各部課(組織の規模により単位は異なる)それぞれが、ここにお示した範囲内での複製が可能です。

※出版物全体の30%または60頁のいずれか少ない方であり、紙への複写20部以内、電磁的複製30人までの共有であること。

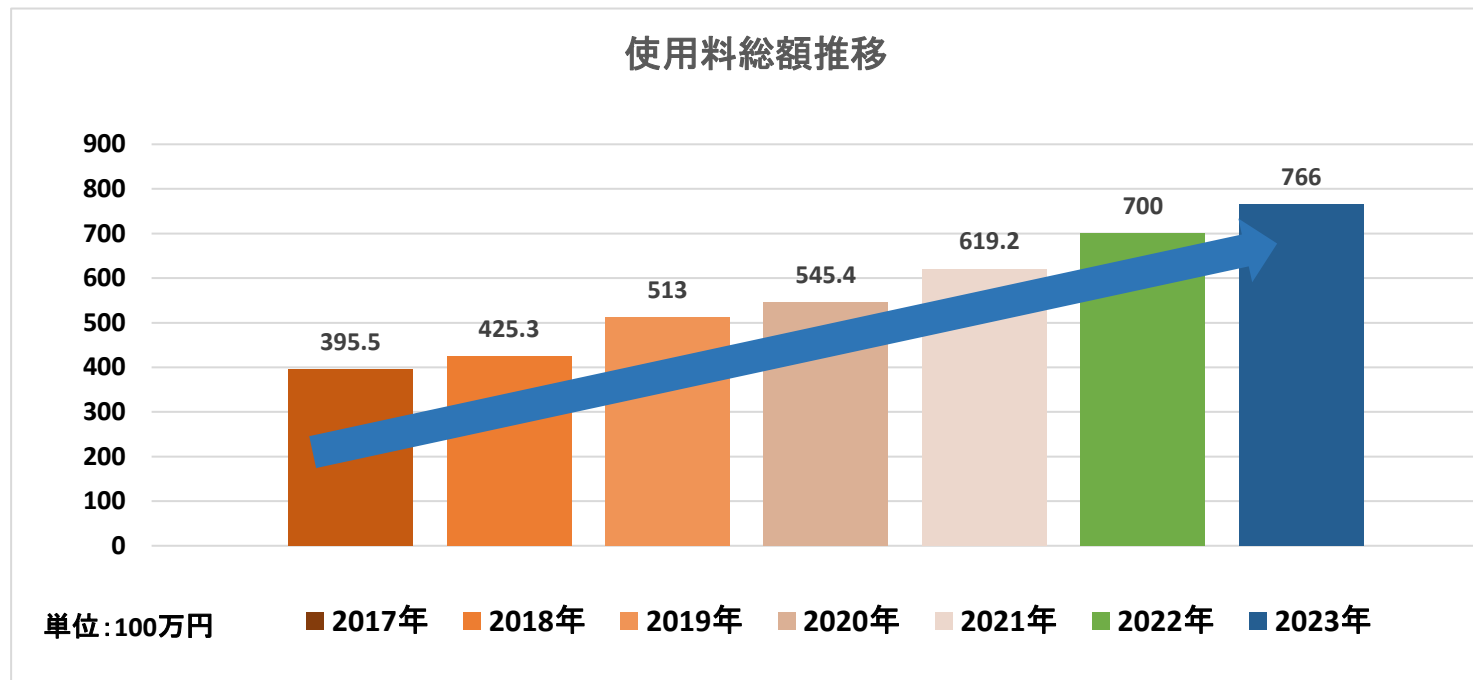
(参考3) JRRCの管理事業について②



利用契約者数 **約2,650件**(契約企業・団体数 **約5,500者**)

※2024年3月31日現在(主な契約者は上場企業・官公庁・教育機関等)

使用料総額 **約766百万円**(2023年度実績)



☑コンプライアンス・法令遵守意識の高まりを受け、契約者数と使用料収入は毎年伸びています。

(参考4) JRRCの許諾でできること

☑組織内で新聞・雑誌等の記事または書籍等の一部分を業務目的で複製して利用する際には、権利者の許諾が必要となります。

☑JRRCは権利者からの権利委託を受けて、こうした組織内の複製利用についての許諾を出しています。許諾を受けることにより、許諾の範囲内で組織内における以下のような行為が可能となります。

- ・業務上の参考資料とするため、新聞記事等を複写する行為
- ・組織内で情報共有のために新聞等をコピーし回覧する行為
※新聞の「クリッピングサービス」に該当の利用を除く
- ・新聞等をコピーし会議資料として利用(資料配布やパワーポイント等に貼り付け)する行為
- ・組織内のイントラネット上で新聞等のPDF・JPEG形式のデータを共有する行為
- ・組織内で新聞等のPDF・JPEG形式のデータをメール添付して共有する行為
- ・テレワーク中に自宅にある新聞等を複製し、業務に活用する行為

(参考5) 著作権侵害の事例(民間企業)

- ① つくばエクスプレスの運行会社が新聞記事をスキャンして社内LANに掲載していた著作権侵害事例地裁判決の報道。
 (2022年10月 / 2023年6月8日に知財高裁判決も出ている)

社会
TX運行会社の著作権侵害を認定 本紙記事をスキャンして無断で社内ネットワークに掲載 東京地裁判決
 2022年10月6日 18時12分



東京地裁、高裁などが入る裁判所合同庁舎＝東京・霞が関

つくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京）が東京新聞の記事を無断コピーして社内ネットワークに掲載したとして、発行する中日新聞社（名古屋市）が約4240万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（柴田義明裁判長）は6日、著作権の侵害を認め、同鉄道に約192万円の支払いを命じた。

判決などによると、同鉄道は、TXが開業した2005年度から19年度までの間、TXや沿線地域に関する紙面記事をスキャンし、全従業員（約530～730人）が閲覧できるイントラネットに掲載していた。

判決は、事故の記事などについても「表現上の工夫をしている」として著作物と認定。少なくとも591本の記事の著作権が侵害されたとし、1記事当たり3000円の損害を認めた。

同鉄道を巡っては19年、本紙を含む新聞各紙の記事の無断利用が判明。中日新聞社は、長期間にわたり組織的に著作権侵害を繰り返したとして、20年2月に提訴した。日本経済新聞社も同様の訴訟を起こし、東京地裁で11月30日に判決の予定。

中日新聞社の北嶋弘和電子メディア局長のコメント 弊社が指摘した新聞記事について、「創作的な表現であり、著作物である」との判断が下されるなど、著作権侵害が認められたことは評価したい。ただし、賠償額に係る弊社の主張が認められなかった部分があり、その点については疑問もある。判決文を精査した上、今後の対応を考えたい。

首都圏新都市鉄道のコメント 判決文を精査していないのでコメントは差し控える。

(参考5) 著作権侵害の事例(行政機関)

蒲郡市、中日新聞記事などPDF化し無断共有 職員間で10年余

2024年7月26日 05時10分 (7月26日 05時11分更新)



蒲郡市役所

愛知県蒲郡市が、許諾を得ずに中日新聞などの新聞記事コピーをPDF化し、職員向けのイントラネット（通信網）で共有する著作権侵害の疑いがある行為を、10年余り続けていたことが分かった。

同市秘書広報課によると、2014年度から市に関する全国紙、地元紙、業界紙の8紙の記事のスクラップを記録用にPDF化し、職員閲覧用として共有フォルダーに保存していた。記事は事務系職員約400人のパソコンのほか、消防署、保育園、市民病院などの共有パソコン約200台で閲覧可能だった。

「著作権侵害にあたる」との内部通報を受け、市は25日、記事の閲覧を停止した。同市は「市に関する記事は職員全体で共有しようという狙いだった。著作権侵害の認識はなかった」としている。今後、職員には部署などにある新聞を直接閲覧してもらうという。

新聞紙面や新聞社が運営するウェブサイトに掲載された記事や写真を私的利用の範囲を超えて利用する場合、著作物使用申請をし許諾を得て、著作権料を支払うなどの必要がある。

東京新聞記事を無断で社内ネットワークに掲載して利用したとして、発行元の中日新聞社がつくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京都）を訴えた訴訟では今年4月、同鉄道の著作権侵害と賠償責任を認める判決が確定している。

中日新聞社の北嶋弘和電子メディア局長の話 記事や写真は貴重な知的財産であり、法令を順守すべき行政機関が長期間、組織的に無断使用したのは許されることではない。

②松山市が愛媛新聞の記事を許諾なくPDF化して、ファイルサーバー共有していた著作権侵害の疑い事例の報道。
(2023年2月)

③愛知県蒲郡市が許諾を得ずに新聞記事のコピーをPDFし、同市職員用のイントラネット上で共有していた著作権侵害の疑い事例の報道。
(2024年7月)

本紙記事コピー契約締結せずにPDF化し共有
松山市企画戦略課
愛媛新聞の記事のコピーを許諾を得ることなくPDF化し、ファイルサーバーに保存し共有するという著作権侵害の疑いがある行為が2年半余り続いていたことが16日までに分かった。記事コピーの許諾は得ていなかった。同課によると、2020年度から市に関する同紙記事のスクラップを課内用としてPDF化し、他課からもアクセス可能な企画戦略課名のフォルダーに保存していた。PDFの存在に気づいた他課の職員から著作権侵害に当たると指摘を受け、愛媛新聞社に相談の上、データを削除したという。

市は、日本複製権センター（JRRC、東京）と「複製物の譲渡を目的としない著作物の複製」について包括的な年間利用の契約を結んでおり、愛媛新聞を含めセンターが管理を委託している新聞などを小部分、少数コピーすることは認められている。ただし、PDF化して組織内で共有する際には、複製の契約を併せて電磁的複製の契約を結ばなければならない。市は結んでいなかった。センターによると、電磁的複製の契約が許される複製の頻度は1紙当たり月5本程度、保存期間は1カ月で、それを超える場合は著作権者とクリッピング契約を結ぶ必要がある。センターは一般論として「複製（アナログ複製）と電磁的複製（デジタル複製）の利用行為は全く別の行為であり、許諾を得ずに利用しなければならない」とも説明している。市は「課の記録用として保存し、他課の職員が見られる状況というのは意図していなかった。愛媛新聞社と相談の上、改善している」と説明した。

愛媛新聞社は「松山市から説明を受け、改善を求めた。適正な形で記事を活用してもらえよう」と話し合いを進めたいとしている。

お問い合わせ窓口

ご相談・ご質問につきましては、以下の**お問い合わせ窓口**から
お願い致します。電話でもメールでもどちらでも結構です。

また、ご契約に関するご質問に加え、一般的な著作権に関するご相談も随時受付しております。

なお、**官公庁の皆様向けの特設サイト**もございます。

→ <https://jrcc.or.jp/kankocho/>

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

事務局 契約担当

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4愛宕東洋ビル7F

TEL: 03-6809-1281 Email: jrcc_info@jrcc.or.jp

<https://jrcc.or.jp/>

JRRC 

ご清聴ありがとうございました。

